

修学資金貸与申請について（留意点）

1 令和6年度分募集について

- (1) 募集期間 令和6年4月1日（月）から 令和6年4月30日（火）まで
- (2) 応募方法 令和6年4月1日（月）以降に、飯田下伊那歯科医師会公式ウェブサイト又は飯田下伊那歯科医師会事務局で、歯科衛生士確保対策修学資金貸与申請書（様式第1号）を入手して記入し、必要な書類を添えて、次の提出先まで提出してください。
- (3) 申請書提出先 飯田下伊那歯科医師会事務局（〒395-0017 飯田市東新町2丁目23 番地）
※申請書の提出は申請者本人といたします。（代理の方の申請可。）
- (4) お問い合わせ先 飯田下伊那歯科医師会事務局 TEL0265-22-1348（平日午前9:00～午後5:00）
- (5) 貸与可否決定 貸与の可否について審査し、6月中旬頃に文書にて通知します。

2 貸与申請時に必要となるもの

- (1) 歯科衛生士確保対策修学資金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 令和5年度もしくは直近年の学業成績証明書（校長が発行したもので、厳封したもの）
- (3) 在学証明書（令和6年4月1日以降に発行されたもの）
- (4) 生計同一者の住民票の写しすべて（本籍・続柄の記載のあるもの）
- (5) 生計同一者すべての令和4年度の所得証明。（役所等で交付される所得証明）
（本人を含むすべての方。ただし生計維持者の証明で扶養等の確認できる方の分は除く。）
- (6) 診断書（※申請書の本人の健康告知で「2 その他」を選択した場合のみ、必要となります。）
- (7) 作文 テーマ：『歯科衛生士として南信州地域で貢献したいこと』
様式は任意とし、600-800 字程度にまとめてください。

3 「歯科衛生士確保対策修学資金貸与申請書（様式第1号）」の記載について

- (1) 住所 ・本人住所（郵便番号、番地、棟号、室番号、方書きなどを具体的に記入）と、電話番号（携帯電話でもよい）を記入してください。
- (2) 氏名 ・楷書で正確に記入してください。必ずふりがなを付けてください。
- (3) 在学する養成施設 ・在学する養成施設又は学校について、所在地、正式名称、学部学科等、正確に記入してください。
- (4) 卒業後の意思 ・現時点で希望する該当項目を○で囲んでください。
- (5) 前年度学校 ・該当する項目を○で囲んでください。
・1年生は「2」を囲み、前年度に在学した学校名を記入してください。
- (6) 他の修学資金 ・該当する項目を○で囲んでください。「2」の場合は対象の制度名、貸与奨学金の利用 期間及び貸与金額等を正確に記入してください。
- (7) 本人の健康告知 ・該当する項目を○で囲んでください。「2 その他」の場合は、健康でない事実がわかる診断書を添付してください。
・診断書の内容によっては、貸与できない場合があります。
- (8) 希望貸与年額 ・300,000 と記入してください。
- (9) 希望貸与期間 ・貸与申請月（令和6年4月）から、正規の卒業見込み年月までの期間内で記入してください。

(10) 連帯保証人 ・相当の資力を有する成年者（父母、親権者でも構いません。）による連帯保証人を立ててください。

・連帯保証人の印は、印鑑登録証明書登録された印鑑を押印してください。

4 学業成績証明書について

・令和5 年度に在学した学校で交付を受けてください。

・必ず原本を提出してください。

※保存期間終了などの理由で証明書が発行できない場合は、その旨がわかる証明書（校長が発行したもの）を提出ください。

5 在学証明書について

・令和6年4月1日以降に、在学する養成施設・学校で、在学していることを証する書面の交付を受け、原本を提出してください。（学生証、合格通知書は不可。）

6 生計同一者の住民票の写し

・生計同一者の全員の住民票（市町村長発行の世帯全員のもので、本籍・続柄の記載のあるもの）を取得してください。

・学校等への入学にあたって本人のみ住民票を移動した場合は、本人の住民票に加え、住民票を移動する前に同居していた家族全員の住民票を取得してください。

7 生計同一者すべて（本人を含む）の令和元 年度の所得証明

・市町村が発行する所得証明をご用意ください。本人を含むすべての方の所得証明を提出して下さい。ただし、生計維持者の所得証明で扶養等の所得が確認できる方は、単独での所得証明は不要です。

・学校等への入学にあたって本人のみ住民票を移動した場合も、住民票を移動する前に同居していた家族全員（被扶養者を除く）分を提出してください。

8 診断書について

・歯科衛生士確保対策修学資金貸与申請書（様式第1号）の本人の健康告知で「2 その他」を選択した場合のみ、必要となります。

9 作文について

『歯科衛生士として南信州地域で貢献したいこと』をテーマに 南信州地域でどのような歯科衛生士になりたいか、現在の気持ちを、600-800 字程度にまとめ、申請時に一緒に提出してください。

10 その他

【修学資金貸与決定について】

・貸与可否決定については審査の上、6月中旬頃に文書にて通知します。

・貸与決定となった場合、6月末日までに誓約書及び口座振込依頼書を提出していただきます。誓約書には、連帯保証人の署名、印鑑登録証明書登録の印鑑の押印、印鑑登録証明書の添付が必要となります。

【修学資金貸与について】

・修学資金は、申請者が指定する金融機関普通預金口座に半期ごと振り込みます。

【貸与期間中の提出物、届出、就職ガイダンス等】

・貸与期間中は、毎年4月に在学証明書及び成績証明書を提出していただきます。

（その都度、通知します）

また貸与期間中、修学生（貸与者）は、指定する就職ガイダンス（毎年8月頃の土日祝日開催）に合わせて行う懇談会に1回以上ご参加いただきます。

- ・貸与期間中に、休学、停学、退学となったとき、修学資金を貸与辞退するとき、本人又は保証人の身分、住所、職業勤務場所等に異動があったとき、保証人を変更しようとするときなどは、届出が必要です。

【貸与期間終了時以降】

- ・返還免除対象となる指定施設（飯田下伊那歯科医師会の会員歯科診療施設）に歯科衛生士として就職して勤務した場合や、上位の養成施設等へ進学した場合は、返還の猶予の対象となります。
- ・返還免除対象となる指定施設で3年間勤務したときは、返還の免除の対象となります。
- ・何れも申請が必要ですので、これらの状況となったときは直ちに申請してください。
- ・猶予、免除とならない場合は、貸与終了後の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦、半年賦、一括払いの何れかの方法で、納付書により返還していただきます。
- ・修学資金の利息は無利息ですが、返還を怠ったときは、延滞利息を加算されます。

【個人情報保護に関して】

- ・提出していただいた申請書ほか書類に記載された個人情報は、修学資金貸与可否審査資料及び貸与決定後の修学資金貸与、償還に係わる事務に使用し、その他の目的では使用しません。

【提出書類について】

- ・申請書の提出は申請者本人といたします。募集受付期間内に必要書類を添付し直接提出先へ提出してください。

<お問い合わせ>

飯田下伊那歯科医師会事務局 Tel0265-22-1348